

森の虹

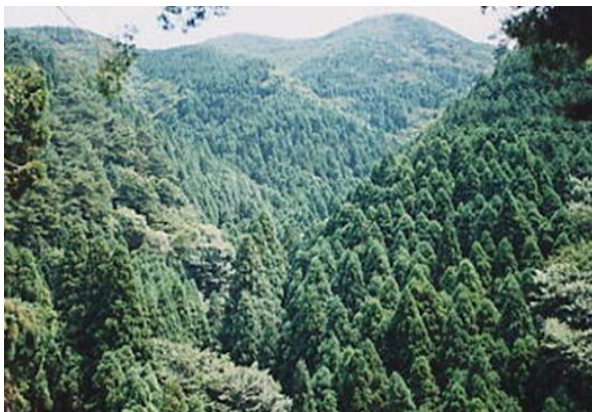
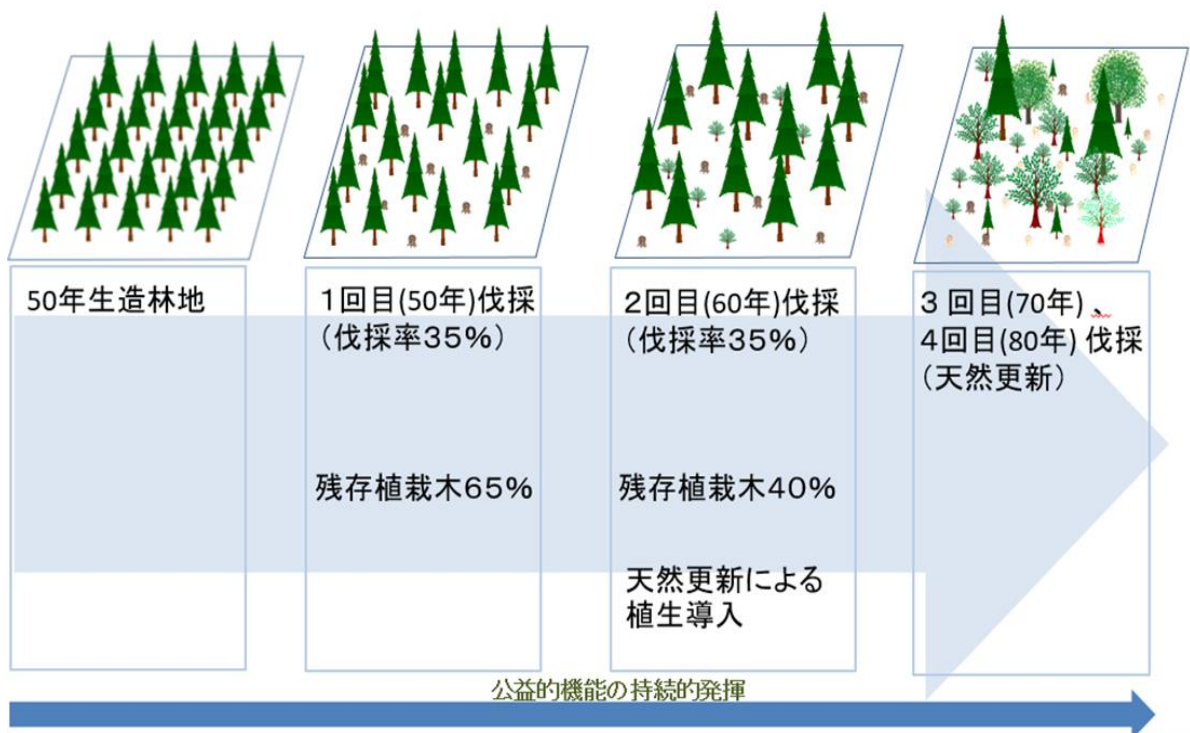
令和6年度版

2024.10 発行

造林公社だより

弊社では公益的機能の持続的発揮に配慮した
効率的な森林整備を推進しています

● 定性伐採（抜き伐り） 4回に分けて10年間隔で伐採（モデル例）



令和5年度事業実績および令和6年度事業計画 について

弊社では「第3期中期経営改善計画(令和3年度～7年度)」に基づき、各事業に取り組んでおります。分収造林事業につきましては、伐期に達した森林から伐採に着手するとともに、引き続き植栽地の保育管理に努めてまいります。なお、事業の実施に当たりましては、弊社林の公益的機能の持続的発揮に十分配慮した森林整備を行うとともに、収益性の高い木材の生産と販売を推進してまいります。

■令和5年度分収造林事業(木材生産)実績

No	事業地名	伐採面積 (ha)	木材生産量 (m ³)	収入			支出	伐採収益 (千円)
				補助金額 (千円)	木材売上 (千円)	計 (千円)	事業費 (千円)	
①	R4から継続荒張 (大谷)	3.3	1,557	16,712	16,898	33,610	20,403	13,207
②	R4から継続畑 (越見坂)	1.6	403	6,897	4,170	11,067	8,641	2,426
③	途中 (花折)	1.2	266	5,490	3,061	8,550	6,926	1,625
④	上龍華 (高庭)	5.6	1,790	25,179	16,610	41,789	26,228	15,561
⑤	中 (谷海)	2.3	549	206	5,348	5,554	1,918	3,635
⑥	横波 (ヤシ谷)	2.1	344	129	3,545	3,674	1,695	1,978
⑦	在原 (ウコ谷)	3.5	943	16,226	9,031	25,257	17,222	8,036
⑧	下 (札谷)	2.7	726	275	7,386	7,661	1,911	5,750
⑨	能家 (沢原)	2.5	537	9,835	5,088	14,923	11,480	3,443
⑩	中野 (白谷)	3.9	706	257	7,321	7,579	2,242	5,337
⑪	麻生 (足谷)	2.5	602	8,227	4,243	12,471	7,902	4,568
⑫	君ヶ畑 (ヨロイ谷)	3.0	640	12,638	6,007	18,645	14,766	3,878
⑬	四手 (岡頭)	5.1	1,405	446	12,399	12,845	3,719	9,126
⑭	畑 (西側)	2.9	937	326	11,650	11,977	3,213	8,763
⑮	宮町 (樋ノ谷)	2.4	365	8,575	4,562	13,137	8,064	5,073
⑯	神山 (焼地藏)	0.7	187	2,636	2,106	4,743	2,695	2,048
分収造林 合計		49.6	12,815	118,161	130,578	248,739	147,795	100,944

※R6への継続分を除く

※合計の不一致は四捨五入による



■令和6年度分収造林事業(木材生産)計画 (R6.8.8時点)

No	事業地名	市町名
①	R5から継続地子原 (谷所谷)	高 島
②	R5から継続朝 宮 (平尾)	甲 賀
③	上 龍 華 (高庭)	大 津
④	北 野 (坪谷)	長 浜
⑤	黒 山 (金谷)	長 浜
⑥	在 原 (ウコ谷)	高 島
⑦	保 坂 (一ノ谷)	高 島
⑧	保 坂 (見坂)	高 島
⑨	地 子 原 (谷所谷)	高 島
⑩	麻 生 (足谷)	高 島
⑪	棕 川 (中野)	高 島
⑫	君 ケ 畑 (榎平)	東 近 江
⑬	君 ケ 畑 (トロボラ)	東 近 江
⑭	箕 川 (大山谷)	東 近 江
⑮	君 ケ 畑 (ヨロイ谷)	東 近 江
⑯	黄 和 田 (荒谷)	東 近 江
⑰	善 谷 (奥山)	彦 根
⑱	神 山 (焼地蔵)	甲 賀
⑲	杉 谷 (岩尾1)	甲 賀
⑳	塩 野 (奥山)	甲 賀
㉑	宮 町 (鍋谷)	甲 賀
㉒	朝 宮 (平尾)	甲 賀
㉓	瀬 音 (乙羽谷)	甲 賀

滋賀県分収造林事業あり方検討会 の設置に関するお知らせ

令和6年2月20日付けの一部新聞において、弊社が抱えている「188億円の債務の大部分が弁済不可能となる見込み」であることを滋賀県が明らかにした、との報道がなされました。これは、県が令和4年以降に実施した航空レーザ計測による森林解析結果により、弊社事業地の森林の生育状況が判明したことによるものです。また、県の包括外部監査により、債務全額の弁済ができない状況である点等、弊社経営の抱える課題が明らかになったことによるものです。

こういった状況を踏まえ、弊社が抱える経営上の課題について、これまでの取組を総括し、検証するとともに、今後の経営のあり方、弊社が行う分収林造林事業のあり方について検討をする場として県では、令和6年度から学識経験者、経営や法律の専門家等による外部有識者で構成される「滋賀県分収造林事業あり方検討会」を設置されました。

しかしながら、弊社がこれまで守り育ててきた約2万ヘクタールの森林を保全していく責務は変わらないものと考えており、事業を継続し、ご契約者の皆様へ少しでも多くの分収交付金をお支払いす

るため、引き続き努力してまいります。

弊社といたしましても、今後「滋賀県分収造林事業あり方検討会」の動向を注視しながら、ご契約者の皆様と適宜情報を共有してまいります。

分収造林契約の変更・解約にご協力をお願いします

弊社では、長期的な公社経営の改善を図るため、ご契約者の皆さまのご理解とご協力のもと、契約期間の見直しなどを進めています。

このため、契約が未更改のご契約者の皆様には、以下の3つの点につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 契約期間の延長（契約期間を 50 年から 80 年へのご変更）

- ・ 森林の持つ水源かん養等の機能を損なわないよう、原則として植栽後51年を経過した森林から10年ごとに4回に分けて伐採し、自然な森林へと誘導いたします。
- ・ また、大径木の生産を行うことにつながるとともに、補助金を活用することができるため、収益の拡大につなげるよう努めてまいりますので、契約期間の延長をすることにご理解、ご協力をお願いいたします。

2. 分収割合の変更（分収割合を 40%から 10%へのご変更）

- ・ 現行の分収割合（土地所有者 40%：弊社 60%）は、昭和33年当時の木材価格や造林経費等を勘案して林野庁が示した標準的な割合を参考に示したものです。
- ・ その後の木材価格の低迷や造林経費等（人件費、資材費等）の増加により木材販売収入と造林経費等との間に大きな不均衡が生じ、現行の分収割合では成り立たない状態となっております。

3. 契約の解約（不採算林のご解約）

- ・ 伐採収益の見込めない森林につきましては、ご契約者様にはご解約をお願いしております。
- ・ なお、ご解約する森林は、ご契約者様と協議のうえ、以後、水源かん養等の機能が持続的に発揮されるための対策が講じられるような事業を実施することや、保安林指定のお手伝いをするなど、ご契約者様のご負担を軽減するよう努めてまいりますので、契約のご解約にご理解、ご協力をお願いいたします。

こんな時はどうしたらいいの？（Q & A 集）

Q1 土地所有者が変わった場合はどうするのか？

下記の事項について変更があった場合や予定される場合は手続きが必要となりますので、お手数ですが弊社契約管理課までご連絡いただくようお願いいたします。

これらの変更は契約者の皆様からの御連絡がないと、将来発生する分収金の交付手続き等に支障が生じる場合があります。皆様のご協力をお願いいたします。

- ア 土地所有者の変更（相続、売買、贈与など）
- イ 土地所有者の住所、電話番号の変更
- ウ 代表者や契約代理人の変更

Q2 分収造林地の相続手続（登記）はどうするのか？

分収造林契約者が亡くなっているが、その相続手続がされていない場合は、分収金の支払い等に支障が生じますので、必ず手続を行っていただくようお願いします。（民法等の改正により、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されています。）

なお、相続手続が終了しましたら、お手数ですが弊社までご連絡いただくようお願いいたします。

Q3 分収金の支払いはどのように行われるのか？

伐採の時期が近づきましたら、契約書の規定に基づき、弊社から伐採時期および伐採方法の協議をいたしますのでご協力願います。また分収金が発生した場合には、ご契約者様個人に支払う手続きを順次進めまいりますので併せてご協力願います。

Q4 契約地で災害が発生した場合はどうするのか？

次のような事例があった場合は、ご連絡をお願いいたします。

- ア 公社造林地内で豪雨や台風等、気象災害により立木の折損等の被害を発見した場合
- イ 公社造林地に向かう林道や作業道が災害等により通行できない場合
- ウ 公社造林地内で許可なく作業が行われていると思われる場合（違法伐採など）

弊社へのご意見、ご要望をお寄せ下さい

弊社では、ホームページの内容を充実するなど、ご契約者様や緑のオーナーの皆さまからのご意見やご要望を伺い、経営や事業の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、下記お問い合わせ先メールアドレスあてにお送りいただきますようお願いいたします。

なお、ご意見、ご要望、お問い合わせいただく際は、大変御手数ですが、メールの本文にご氏名、ご住所、お電話番号をご記入の上、送信していただきますようお願い申し上げます。

編集・発行

事務局 〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
TEL 077-522-8349 FAX 077-521-0345

一般社団法人 滋賀県造林公社

HPアドレス <http://www.morimoribiwako.com/>

お問い合わせ先メールアドレス apc@morimoribiwako.com

(林業労働力確保支援センター) HPアドレス <http://www.ex.biwa.ne.jp/~sizoukou/>